

インドネシア 貿易為替制度—貿易管理制度—「輸出関連法」詳細

1. 通関法1995年法律第10号.....	1
(1) 通関法の改正	
(2) 実施細則	
2. 輸出一般規定	3
3. オンラインによる輸出許認可の供与.....	3
4. 商業法	4
5. 輸出FOB/CFR価額の保険料とフレート.....	5
6. 倉庫の登録義務.....	5

1. 通関法1995年法律第10号

(1) 通関法の改正

インドネシア政府は、2006年11月15日付法律第17号で1995年第10号通関法を改正した。輸出税についての条項、関係省庁により国内で輸送が監視される特定品についての条項、通関申告のEDI化に関連する条項を追加。また、関税や罰金などの納付期限、保税地区の定義、異議申し立ての期間・プロセスなどが見直された。

(2) 実施細則

① 2007年8月30日付財務大臣規定2007年第90号 (No. 90/PMK. 04/2007)

税関を経由して輸送される輸出入品の税関地区からの搬出は、アウトワード・マニフェストを税関に登録して実施、また、ある税関地区から別の税関地区にある一時保管所への輸入品の輸送は出発地の税関地区にある一時保管所の業者によって出発地の税関に通関申告がなされて行われることと定めた。

② 2007年9月19日付財務大臣規定2007年第114号 (No. 114/PMK. 04/2007)

ルピアでの支払いが定められている関税の計算用為替レートを、財務大臣規定で決定することとした。

③ 2007年10月5日付財務大臣規定2007年第125号 (No. 125/PMK. 04/2007)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行業者、運送業者の通関関連法の遵守度を調べる為、通関監査を行うことを決めた。2007年11月5日より発効。監査は、通関義務の履行について包括的に調べる一般監査、特定の通関義務について調べる特別監査、通関分野の犯罪容疑について調べる捜査監査の3種類から成り、監査チームへの任務書あるいは命令書の日付から3カ月以内に終了する。監査により一時判明事項リスト (DTS) がまとめられ、これに対して被監査者はリスト受領から7稼動日以内 (さらに最高7稼動日の延長可) に見解を提出することになっている。監査の最終結果は監査結果レポート (LHA) にまとめられ、これに基づき関税等の不足・

罰金の徴収等が行われる。

④ 2007年11月12日付財務大臣規定2007年第138号 (No. 138/PMK. 4/2007)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行サービス業者、運送業者に、通関に関わる帳簿の実施を義務付けた。帳簿はアルファベット文字、アラビア数字、ルピア通貨、インドネシア語を使用すること。外貨・外国語の使用には財務大臣の許可が必要。また、財務報告、帳簿、記録、資料、および書類は、インドネシア国内の事業地で10年間は保管することが義務付けられる。電子データの形で保存する場合は、責任者による認証記録が必要である。

⑤ 2008年10月27日付財務大臣規定2008年第155号 (No. 155/PMK. 04/2008、2015年12月16日付財務大臣規定2015年第226号 (No. 226/PMK. 04/2015)、2017年11月10日付財務大臣規定2017年第159号 (No. 159/PMK. 04/2017)、2018年8月31日付財務大臣規定2018年第104号 (No. 104/PMK. 04/2018) で補足)

輸出入通関申告書についての改定。通関申告書と作成者は以下のとおり。

- ・ 輸入品、輸出品の運送、関税地域から関税地域外を通り、再び関税地域内（別の場所）に運ばれる品目の輸送にかかわる通関申告書：運送者が作成・提出
- ・ 物品の輸入の為の通関申告書：輸入者が作成・提出
- ・ 物品の輸出の為の通関申告書：輸出者が作成・提出
- ・ 関税地域内の場所から関税総局の監視下にある場所に物品を搬入する為の通関申告書：搬入者が作成・提出
- ・ 関税地域出自の特定品を関税地域内の別の場所へ運ぶ為の通関申告書：特定品の運送者が作成・提出

これらは税関から登録番号と登録日を付与されて効力を有する。通関申告書の作成はインドネシア語、ラテン文字、アラビア数字を使用しなければならないが、特定の場合には英語の使用も認められる。

なお、同第 159 号にて天然資源や燃料、農畜産品、繊維、オゾン層破壊原料の輸出に対しても数量の申告が義務付けられ、同第 104 号では外貨紙幣の持ち出しにその合計額の申告も義務付けられた。

⑥ 2016年11月24日付財務大臣規定2016年第179号 (No. 179/PMK. 04/2016)

通関義務の履行を促進する目的で、輸出入業者と通関サービス代行業者に対して関税総局に登録義務があるとしている。通関登録番号 (NIK = Nomor Identitas Kepabeanan) は各社の納税者番号 (NPWP) に替わった。（「輸出管理その他」の記載参照）
輸出業者は電子メディアを通じて関税総局へ申請し、審査を経て、通関システムへのアクセス承認を受ける。

ただし、2018年7月12日付財務大臣規定2018年第71号 (No. 71/PMK. 04/2018) にて、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) を通じて取得した事業基本番号 (NIB)

は通関登録をした事業者として扱われることになった。(外国企業の会社設立手続き・必要書類－「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照)

- ⑦ 2019年7月9日付財務大臣規定2019年第99号(No. 99/PMK. 04/2019)
関税分野の行政罰金の計算方法について。

2. 輸出一般規定

インドネシア財務省は、2007年11月22日付財務大臣規定2007年第145号(No. 145/PMK. 04/2007、2014年7月14日付財務大臣規定2014年第145号(No. 145/PMK. 04/2014)、2019年3月1日付財務大臣規定2019年第21号(No. 21/PMK. 04/2019)にて変更)にて、輸出通関の一般規定を見直した。

ポイントは以下のとおり：

- ① 輸出申告：輸出通関申告書をインボイス、パッキングリストなどの添付書類とともに、輸出予定日の7日前から税関地区への搬入前までに、船積み地の税関に提出。輸出関税が課される品目の輸出の場合は、輸出関税を納付した上で提出する。一時輸入品の輸出、後に再輸入される物品の輸出、輸出関税が上限を超えて課税される物品の輸出、にも輸出申告書による輸出申告が必要。
- ② 書類検査：輸出申告を受けて書類検査が行われる。申告内容や添付書類、輸出関税の計算等がチェックされる。
- ③ 現物検査：再輸入予定の輸出品、再輸出品、KITE（輸出目的の輸入品に対する関税等の便宜措置）を得ている輸出品、輸出関税が課される輸出品、その他疑わしい輸出品には現物検査も課される。ただし、KITEを得ている輸出品、輸出関税が課される輸出品に対する実物検査は、優良評価を得ている輸出業者の場合は除外される。
- ④ 船積み：上記検査を経て税関から承認が出た後、輸出品を税関地区に搬入、船積みとなる。輸出申告されたもの、あるいは船積みされたものは輸出されたものと見なされる。輸出申告が提出され、申告書の登録番号を受けた後に輸出が取り消しになった場合、当初予定から3稼動日以内に船積み地の税関へ届出ることが義務付けられている。また、登録された輸出申告の内容に誤りがあった場合は、税関の承認を受けた上で修正することが出来る。修正は原則、輸出品の税関地区への搬入前に実施する。ただし、輸出品の種類や分野、および/あるいは便宜の種類に関する誤りの場合は修正が認められない。

3. オンラインによる輸出許認可の供与

輸出業者はまず、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて、通関アクセス

権ともなる事業基本番号（NIB）を取得。

次に特定の品目については、インドネシア商業省のポータルサイト「INATRADE」（<http://inatrade.kemendag.go.id>）を通じて輸出業者としての認定・指名・決定・承認・登録を行う（2009年6月30日付商業大臣規定2009年第28号（No. 28/M-DAG/PER/6/2009））。まずは「INATRADE」のアクセス権を申請する。アクセス権の取得方法は以下の通り：所定フォームに記入し印刷したもの、会社登録証（TDP）と納税者番号（NPWP）の写しをINATRADE 担当官に提出し、審査を受ける。必要に応じて現場検査が行われることもある。必要書類が不備なく提出されてから10稼動日以内にアクセス権承認書が発行される。輸出の許認可は、INATRADE ポータルサイト内のアプリケーションの申請フォームを使用して申請。許認可の種類によっては、管轄当局からの推薦状や他の書類の添付が求められるものがあるが、管轄当局がINATRADE と統合された電子システムを既に使用している場合はあわせて対応が必要。

審査の後、許認可は電子媒体と紙媒体の両方の形で発行される。紙媒体は国際貿易サービス・ユニット（UPP）にて受理。電子媒体はINATRADE を通じて「インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ・ポータルサイト（INSW：<http://www.insw.go.id>）」に送られる。

以下の場合にはアクセス権が終了する：

- ・アクセス権が6カ月間継続して使用されない
- ・アクセス権者がその終了を申請した
- ・アクセス権者がアクセス権承認書類の規定に違反した
- ・アクセス権の不正利用があったとINTRADE管理者が判断した
- ・輸出入規定の違反により担当機関からアクセス権の終了要請があった
- ・INATRADE 管理者が何らかの事由によりアクセス権を終了させねばならない

ただし、2018年7月19日付商業大臣規定2018年第77号にて、輸出承認12件の取得、登録輸出業者（ET）8件の登録は、OSSを通じて発行されることになった。

他方、輸出にかかる通関手続きは、財務省のポータルサイトである「インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（INSW：<http://www.insw.go.id>）」を通じて実施される。2014年7月17日付財務大臣既定第76号にて、貨物の通関手続き、輸出入の実績、監査などをINSWを用いて一元的に行うことを定めた。

4. 商業法

インドネシア独立前に施行された1934年の商業法典や1938年第86号法律に代えて、商業法が2014年3月11日付2014年第7号法律で制定された。この中で国際貿易や国境貿易、標準化、電子取引、商業保護・保全、輸出振興、国際貿易協力、商業情報システム、国家商業委員会などについて定められている。全XIX章122条。

輸出については、

- ・商品の輸出は原則、輸出業者として登録し認められた者によって行われること
- ・輸出業者は輸出品に責任をもつこと
- ・輸出活動に対して商業大臣が輸出業者に承認、登録、決定、認定といった形での許可の取得を義務付けることがあること
- ・国内需要に対する供給保証、国内製造業が必要とする原材料の供給保証、天然資源の保護、原料や天然資源の経済価値向上、国際市場における輸出商品の価格急騰に対する準備、特定商品の国内価格安定化といった目的から、政府が特定品の輸出を規制することがあること

などが規定されている。

5. 輸出 FOB/CFR 価額の保険料とフレート

2014年1月22日付商業大臣規定2014年第1号(No. 01/M-DAG/PER/1/2014)にて、Term of Delivery Free on Board (FOB) , Cost & Freight (CFR) を使用する輸出業者の標準価格として、商業大臣が毎月、保険料およびフレートを決定することになった。これら価額は、FOB や CFR 使用の輸出申告書における保険料およびフレートの計算基礎となる。

同様の規定が、2014年2月19日付財務大臣規定2014年第41号(No. 41/OMK. 04/2014)にもある。ここでは、輸出申告書(PEB)に記入する輸出取引価額は輸出業者と海外の購入者との間で合意に達した輸出取引価額が正しいとして、それが FOB 価額ならば PEB に記入する輸出取引価額は FOB 価額、CFR 価額ならば CFR 価額、Term of Delivery Cost, Insurance & Freight (CIF) 価額ならば CIF 価額をとするとした。その上で、これらのうち FOB 価額と CFR 価額を PEB に記入する場合は保険料とフレートの金額は商業大臣が定めた金額を記入し、CIF 価額の場合は保険料とフレートの金額は輸出業者と海外の購入者との間で合意に達した輸出取引価額に基づくとした。

なお、商業大臣規定2014年第1号(No. 01/M-DAG/PER/1/2014)の変更である2014年3月22日付商業大臣規定2014年第13号(No. 13/M-DAG/PER/3/2014)は、これら保険料およびフレートは、輸出関税が課税される輸出品の輸出標準価格の計算基礎にはならないと補足した。

6. 倉庫の登録義務

2019年5月6日付政令2019年第33号にて、倉庫を所有する者には、2019年11月6日より、当該地域の行政機関に倉庫を登録することが義務づけられた。輸出入の品目によっては輸入／輸出承認の取得や指定業者としての登録などに倉庫の占有証明が求められることがあり、この時の倉庫は法令に従って登録されていることが求められることが多い。倉庫を所有しておらず賃借しているような場合でも、借りた倉庫が登録されているものであるかどうか、

確認する必要がある。（外国企業の会社設立手続き・必要書類 「その他」詳細を参照）

以 上